（福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第二条　福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十五年総務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二十六条に規定する総務省令で定める場合） **第一条**　福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第二十六条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画の法第十八条第四項の規定による提出のあった日（以下この条において「提出日」という。）から令和十一年三月三十一日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十条第一項、第十七条の二第一項又は第二十五条の二の二第一項の表の第一号の第五欄の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「企業立地施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第二十条第三項の認定を受けた者に限る。以下「対象認定事業者」という。）について、福島県が、当該企業立地施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（福島県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。）のうち当該企業立地施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 ［二・三　略］ （法第三十八条に規定する総務省令で定める場合） **第二条**　法第三十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日（以下「改正法施行日」という。）から令和十一年三月三十一日までの間に、震災特例法第十条の二第一項、第十七条の二の二第一項又は第二十五条の二の三第一項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「復興再生施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第三十八条の確認を受けた者に限る。以下「対象確認事業者」という。）について、福島県が、法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等内において当該復興再生施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該復興再生施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 ［二・三　略］ （法第七十五条の五に規定する総務省令で定める場合） **第三条**　法第七十五条の五に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画の法第七十四条第三項の規定による提出のあった日（以下この条において「提出日」という。）から令和十一年三月三十一日までの間に、震災特例法第十条第一項、第十七条の二第一項又は第二十五条の二の二第一項の表の第二号の第五欄の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「特定事業活動施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第七十五条の二の指定を受けた者に限る。以	（法第二十六条に規定する総務省令で定める場合） **第一条**　福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第二十六条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画の法第十八条第四項の規定による提出のあった日（以下この条において「提出日」という。）から令和八年三月三十一日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十条の二第一項の表の第一号の第五欄、第十七条の二の二第一項の表の第一号の第五欄又は第二十五条の二の二第一項の表の第一号の第五欄の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「企業立地施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第二十条第三項の認定を受けた者に限る。以下「対象認定事業者」という。）について、福島県が、当該企業立地施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（福島県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。）のうち当該企業立地施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 ［二・三　同上］ （法第三十八条に規定する総務省令で定める場合） **第二条**　法第三十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日（以下「改正法施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間に、震災特例法第十条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「復興再生施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第三十八条の確認を受けた者に限る。以下「対象確認事業者」という。）について、福島県が、法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等内において当該復興再生施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該復興再生施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 ［二・三　同上］ （法第七十五条の五に規定する総務省令で定める場合） **第三条**　法第七十五条の五に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画の法第七十四条第三項の規定による提出のあった日（以下この条において「提出日」という。）から令和八年三月三十一日までの間に、震災特例法第十条の二第一項の表の第二号の第五欄、第十七条の二の二第一項の表の第二号の第五欄又は第二十五条の二の二第一項の表の第二号の第五欄の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「特定事業活動施設等」という。）を新設し、又は増設した